

聴覚障害

<2級>

2級の聴覚障害者は、両耳の聴力をほとんど喪失した状態にあるため、コミュニケーションにおいて音声言語を使用することがほぼ不可能になる。従って、聴覚以外の代替手段を用いることが必須となるが、企業から寄せられた配慮内容に関する回答でも、手話や口話、筆談による意思伝達、手話通訳者の配置、手話サークルの開設といった、音声言語の使用の困難性に対する配慮が、レクリエーション、ミーティング、懇親会への参加など、対人関係に関わる配慮と並んで多い。また、管理職や職員に手話教室や講習会への参加を奨励している企業もある。

教育・訓練に関しては、先輩や上司によるマンツーマン指導という方法をとっている企業が多く、手話による指導を実施している事業所もある。

その他、異常警報、呼び出し、作業指示、始業・終業・休憩のチャイム等、通常音声によって行われている情報伝達をパトライトやランプあるいはOHPやホワイトボードを設置して目で確認できるように変更したり、職場や寮や休憩室等の各所にファックスを設置するといった回答も多い。

<3級>

3級の聴覚障害者は、完全に聴力を喪失している状態ではなく、耳元で大声で話す会話であればある程度理解できる。しかし、補聴器を使用しても通常の距離での会話の理解には困難を伴う場合が多いため、企業から寄せられた配慮内容に関する回答でも、口話や手話、筆談、身ぶり等による意思伝達といった、音声言語の代替手段に関する配慮をあげたものが多い。

教育・訓練に関しては、事務職の場合は一般健常者と区別なくOJT（On The Job Trainingの略。仕事に即した教育、仕事上での教育訓練のこと）によって行われている場合が多い。また、技能工・生産工の場合はマンツーマン指導も多く、専任の指導員や手話通訳者を介した指導を行っている事業所も散見される。

<4級、6級>

4級及び6級の聴覚障害者は、補聴器を使用すればほとんどの会話が理解できるため、2級や3級の聴覚障害者の場合のような音声言語の代替手段に関するものは殆ど見られず、コミュニケーション、教育訓練・管理職及び職員の教育・啓蒙、家族との連携といった一般的な配慮が大部分である。

【聴覚 2級 総括表】

聴覚障害2級

事務的職業の場合 (人数227人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	178	78%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達 手話サークルの設置 朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施 上司や同僚が手話を習得	67	30%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	101	44%	手話教室・講習会等への参加を奨励 人権研修や障害者懇談会への参加 ミーティング等で、障害者理解を促進	53	23%
3 障害者への教育・訓練	91	40%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 研修や訓練時に手話を用いて指導 OJTを基本にした職場教育	36	16%
4 相談員、カウンセラーの配置	71	31%	障害者職業生活相談員の配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	30	13%
5 労働条件への配慮	55	24%	休憩時間をとる	19	8%
6 家族との連携	43	19%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢	36	16%
7 健康管理への配慮	40	18%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	36	16%
8 住宅への配慮	34	15%	住み込み、寮、借上げ住宅の提供	21	9%
9 コミュニケーション機器の導入	30	13%	OHP、ホワイトボード等の設置	24	11%
10 職場介助者等作業補助者の配置	26	11%	手話のできるスーパーバイザーを配置	20	9%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 手話通訳者の配置 (コミュニケーションへの配慮)
- 読唇しやすいよう注意して対話 (コミュニケーションへの配慮)
- 健常社員向けの手話教室・講習会の開催 (コミュニケーションへの配慮)
- 必要情報の書面による回覧 (コミュニケーションへの配慮)
- 会議の際、全員の顔が見やすい所に席をつくる (コミュニケーションへの配慮)
- ファックスによる連絡 (コミュニケーションへの配慮)
- 手話習得者によるインフォーマルなコミュニケーションの実施 (相談員、カウンセラーの配置)
- 寮にパトライトやファックスを設置 (住宅への配慮)
- パソコン通信の導入 (コミュニケーション機器の導入)
- ファックスの設置 (コミュニケーション機器の導入)
- 機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示 (就労機器 (事務機器) の改善)
- 専用のワープロを購入 (就労機器 (事務機器) の改善)
- ファックス電話の設置 (就労機器 (事務機器) の改善)
- パトライトの設置 (設置予定も含む) (避難施設の改善)
- 機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示出来るようにする (就労機器 (製造部門機器) の改善)
- 呼び出し用ランプの取付 (建物に関する他の改善)
- 火災報知用ランプ設置 (建物に関する他の改善)
- 非常事態は全て光によって判断できるようランプを設置 (安全設備の改善)
- フォークリフトのパイロットランプの設置 (安全設備の改善)
- 寮内にファックスを設置 (その他補完機器の導入)
- 休憩室で手話ビデオを放映 (休憩・休養室等の改善)

[聴覚 2級 詳細表]

聴覚障害2級
事務的職業

件数 713
人数 227

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	12			
玄関等のアプローチの改善	2	0.9%	保安係員等による迅速な人員対応	2
避難施設の改善	5	2.2%	パトライトの設置(設置予定も含む) プッシュボタン開閉による自動ドア	4 1
建物に関する他の改善	4	1.8%	呼び出し用ランプの取付 火災報知用ランプ設置	3 1
休憩・休養室等の改善	1	0.4%	休憩室で手話ビデオを放映	1
作業工程の改善	4	1.8%	OA機器の増設 電話関係の仕事は他の人がカバーする	2 2
安全設備の改善	3	1.3%	非常事態は全て光によって判断できるようランプを設置した フォークリフトのパイロットランプの設置	2 1
就労機器(事務機器)の改善	7	3.1%	機器の作動状態やトラブル発生をランプ表示にした 専用のワープロを購入 ファックス電話の設置	4 2 1
就労機器(製造部門機器)の改善	5	2.2%	機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示出来るようにした ワープロを新機種に入れ換えた	4 1
コミュニケーション機器の導入	30	13.2%	OHP、ホワイトボード等の設置 パソコン通信の導入 ファックスの設置	24 3 3
その他補完機器の導入	3	1.3%	寮内にファックスを設置	3
その他の労働環境への配慮	649			
勤務時間	8	3.5%	時差出退勤・フレックスタイム制	8
通勤への配慮	2	0.9%	通勤手当の支給	2
住宅への配慮	34	15.0%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 寮にパトライトやファックスを設置した 持家取得のための住宅資金を融資(予定も含む) 自宅が遠い社員には、会社近くのアパートを一緒に探している 住宅手当の支給	21 8 2 2 1
家族との連携	43	18.9%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢 家族宛に定期的に会社の業績と健康管理の伝達の文書を発送 社内報等の配付 病気による休暇申請時に家族を交えて相談 本人の家庭や学校でのコミュニケーション方法を聴取 労働条件等の説明(採用時)	36 2 2 1 1 1

[聴覚 2 級 詳細表]

相談員、カウンセラーの配置	71	31.3%	障害者職業生活相談員の配置	30
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	22
			保健婦の巡回	9
			産業医等による健康診断	4
			職場定着推進チームを設置し、定期的にカウンセリング等を実施	3
			手話習得者によるインフォーマルなコミュニケーションの実施	2
			社内に教育担当者を配置	1
健康管理への配慮	40	17.6%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	36
			過度な業務の回避	2
			衛生委員会の開催	1
			医師による健康相談の実施	1
労働条件への配慮	55	24.2%	休憩時間をとる	19
			労働時間短縮、残業の規制	9
			本人の取得技能(キーパンチャー等)が有効に活かせるように配属	7
			手話の可能者を配置	6
			障害が影響しない業務に配属	6
			自宅から近い事業所への配属を考慮(本人の希望があった場合)	3
			リーダーをつけて連絡の円滑化を図り、流れ作業に組み入れた	1
			世界聾啞者会議、スポーツ祭への参加による長期休暇の付与	1
			同じ聴覚障害者のいる職場へ配属	1
			同時採用者(同級生)と同一職場に配置	1
			本人の体調に留意して無理のない作業配分をしている	1
コミュニケーションへの配慮	178	78.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	67
			口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達	28
			手話サークルの設置	17
			朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施	15
			上司や同僚が手話を習得	13
			手話通訳者の配置	8
			健常者との対話、交流の促進	6
			読唇しやすいよう注意して対話	6
			健常社員向けの手話教室・講習会の開催	5
			必要情報の書面による回覧	4
			会議の際、全員の顔が見やすい所に席をつくる	3
			ファックスによる連絡	2
			医薬品の配布、医療教育ビデオの配布	1
			身障者関係の会議等に積極的に参加	1
			定期的な面談によるフォローと業務管理者の特定	1
			本人は補聴器を使用しているので聴きとりやすいよう注意して対話	1
			職場介助者等作業補助者の配置	26
軽度の聴覚障害者を補助者としている	2			
同僚が適宜フォローしている	2			
健常者とペアで作業	1			
職場内同僚による手話コミュニティー	1			

[聴覚 2級 詳細表]

管理職及び職員の教育、啓蒙	101	44.5%	手話教室・講習会等への参加を奨励	53
			人権研修や障害者懇談会への参加	22
			ミーティング等で、障害者理解を促進	17
			専任の指導員を任命し、指導のための教育を受けさせる	4
			体調等健康面への配慮を怠らないよう指示	2
			事前の受入れに対する教育実習の打合せ	1
			女性社員に聴覚言語障害センター編集の小冊子を配布	1
			地域の福祉活動に参加	1
障害者への教育・訓練	91	40.1%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	36
			研修や訓練時に手話を用いて指導	15
			OJTを基本にした職場教育	14
			定型外業務についてはマニュアルを整備	11
			社内研修に参加	2
			適正配置後、上司を中心とした業務上の教育訓練を行っている	2
			入社直後は、メーカー技術者による教育を実施	2
			多数の商品を覚えるため、資料作成やOA機器操作を最初に実施	2
			安全教育について常時作業長が指導している	1
			早い時期に適所を見つけるため、各職場を廻らせる	1
			昼礼当番を通して人前で話す訓練を実施している	1
			店内研修に参加	1
			当初は係毎に共同で行う事務を担当させ、徐々に独立業務へ移行	1
			入社導入教育ののち実務習得のためトレーナー役を仕立て教育	1
			本人に適したスピードで訓練している	1

【聴覚 2 級 総括表】

聴覚障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数1141人)

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	678	59%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達 健常社員向けの手話教室・講習会の開催	360	32%
2 障害者への教育・訓練	347	30%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 研修や訓練時に手話を用いて指導 OJTを基本にした職場教育	151	13%
3 相談員、カウンセラーの配置	255	22%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	135	12%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	254	22%	手話教室・講習会等への参加を奨励	78	7%
5 家族との連携	250	22%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢	99	9%
6 労働条件への配慮	151	13%	障害が影響しない業務に配属	177	16%
7 通勤への配慮	149	13%	(通勤用送迎バスの使用等)	61	5%
8 健康管理への配慮	111	10%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	58	5%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

手話通訳者の配置(配置検討も含む)(コミュニケーションへの配慮)
 手話読本マニュアルや学習テープの職場配布(コミュニケーションへの配慮)
 ファックスによる連絡(コミュニケーションへの配慮)
 上司や同僚が手話を習得(コミュニケーションへの配慮)
 必要情報の書面による回覧(コミュニケーションへの配慮)
 手話の出来る生活相談員が随時相談を受ける(コミュニケーションへの配慮)
 読唇しやすいよう注意して対話(コミュニケーションへの配慮)
 図や視覚的な手がかりを用いて作業内容や手順を説明(障害者への教育・訓練)
 聴覚障害者の先輩社員が指導(障害者への教育・訓練)
 社内に手話サークルを作り、手話のできる健常社員を育成(相談員、カウンセラーの配置)
 手話の可能者を配置(労働条件への配慮)
 筆談用の筆記用具の設置(労働条件への配慮)
 異常警報用のパトライトを設置(安全設備の改善)
 寮にパトライトやファックスを設置(住宅への配慮)
 手話講習受講修了者の配置(職場介助者等作業補助者の配置)
 各種機器の作動確認や異常発生をランプで標示(就労機器(製造部門機器)の改善)
 機械にテレビモニターを取付け作業順位が写るようにする(就労機器(製造部門機器)の改善)
 ファックスの設置(コミュニケーション機器の導入)
 OHP、ホワイトボード等の設置(コミュニケーション機器の導入)
 筆談用筆記用具等の常備(コミュニケーション機器の導入)
 床をたたいて、合図を送れるようにする(コミュニケーション機器の導入)
 職場や寮に非常用ランプを設置(避難口のパトライト設置も含む)(避難施設の改善)
 作業工程表を掲示し手順を目で確認し易いように配慮(作業工程の改善)
 電光掲示板により生産点数の確認(作業工程の改善)
 呼び出し用パトライトの設置(作業工程の改善)
 作業の異常発生を非常ランプで告知(作業工程の改善)
 ランプによる作業指示(作業工程の改善)
 検査設備にパトライトを設置(作業工程の改善)
 上司との間に情報交換専用ノートを設け業務の連絡を実施(作業工程の改善)
 ファックスの設置(休憩・休養室等の改善)
 スペースを拡張(休憩・休養室等の改善)

【聴覚 2級 総括表】

休息室に手話の掲示板を設置、社員と話し合いが出来るように配慮 (休憩・休養室等の改善)

休憩時を知らせるパトライトを設置 (休憩・休養室等の改善)

出入口にパトライト設置 (室内出入口の改善)

標示板設置 (出口方向、出入口、一旦停止など) (室内出入口の改善)

ドアにガラス窓を設け、見通しを良くした (室内出入口の改善)

自宅からの連絡を受けられる様にFAXを設置 (建物に関する他の改善)

伝達用の掲示板・ホワイトボードの設置 (建物に関する他の改善)

始業・終業・休憩のチャイムをランプの点滅に変更 (建物に関する他の改善)

寮内に呼び出し用ランプを設置 (建物に関する他の改善)

エレベーター各階にパトライト設置 (建物に関する他の改善)

トイレの入口に使用中を標示するランプを設置 (便所の改善)

[聴覚 2級 詳細表]

聴覚障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 2,419

人数 1141

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	137			
便所の改善	5	0.4%	トイレの入口に使用中を標示するランプを設置	5
廊下・通路の改善	17	1.5%	職場内の通路を目視し易いようにした(白線による標示等)	10
			各事務所、トイレ等の表示をみやすくした	3
			安全通路の確保	2
			職場内通路の曲り角にコーナーミラーを設置した	2
室内出入口の改善	16	1.4%	出入口にパトライト設置	7
			標示板設置(出口方向、出入口、一旦停止など)	5
			ドアにガラス窓を設け、見通しを良くした	4
駐車施設の改善	15	1.3%	専用駐車場の確保	15
避難施設の改善	46	4.0%	職場や寮に非常用ランプを設置(避難口のパトライト設置も含む)	31
			避難通路を矢印や標識で標示	11
			障害者の介助担当者を指定	4
建物に関する他の改善	12	1.1%	自宅からの連絡を受けられる様にFAXを設置した	4
			伝達用の掲示板・ホワイトボードの設置	3
			始業・終業・休憩のチャイムをランプの点滅とした	2
			寮内に呼び出し用ランプを設置	2
			エレベーター各階にパトライト設置	1
休憩・休養室等の改善	26	2.3%	ファックスの設置	11
			スペースを拡張	6
			休息室に手話の掲示板を設置、社員と話し合いが出来るように配慮	6
			休憩時を知らせるパトライトを設置	3
作業の改善	256			
作業テーブル・台・机の改善	10	0.9%	連絡用黒板設置	5
			生産点数の電光掲示板設置	3
			テーブルを色わけした	2
作業工程の改善	37	3.2%	作業工程表を掲示し手順を目で確認し易いようにした	10
			物の置場所が目でわかるよう、文字表示する	6
			作業経験の長い者の管理指導	6
			電光掲示板により生産点数の確認	4
			呼び出し用パトライトの設置	2
			作業の異常発生を非常ランプで知らせる	2
			指示伝達の徹底を図るため補助者を配置	2
			マンツーマンで段階的に作業内容を指導	1
			ランプによる作業指示	1
			検査設備にパトライトを設置	1
			上司との間に情報交換専用ノートを設け業務の連絡を実施	1
			能力に合った作業の配置に配慮	1
安全設備の改善	97	8.5%	異常警報用のパトライトを設置	91

[聴覚 2級 詳細表]

			安全点検項目などの掲示	3
			安全ランプの設置	1
			安全確保のためテレビカメラを設置した	1
			音による危険予知ができないため、完全個室作業場とした	1
就労機器(事務機器)の改善	10	0.9%	専用ワープロ機の購入設置	7
			機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示出来るように	2
			筆記用具(筆談用)を常備する	1
就労機器(製造部門機器)の改善	56	4.9%	各種機器の作動確認や異常発生をランプで標示	55
			機械にテレビモニターを取付け作業順位が写るようにした	1
コミュニケーション機器の導入	46	4.0%	ファックスの設置	30
			OHP、ホワイトボード等の設置	7
			筆談用筆記用具等の常備	7
			床をたたいて、合図を送れるようにした	1
			大型テレビを休憩室に設置した	1
その他の労働環境への配慮		2,397		
勤務時間	41	3.6%	時差出退勤・フレックスタイム制	17
			労働時間短縮、残業の規制	13
			夜間勤務の規制	9
			出勤時刻の遅れを許容	2
通勤への配慮	149	13.1%	通勤用送迎バスを使用	57
			通勤手当の支給	26
			駐車場の整備、設備	21
			自家用自動車通勤を許可、奨励	15
			近くに寮、部屋を借り上げて貸与	15
			交通安全指導の実施	7
			車・タクシー等で家まで送る(残業時等)	7
			マイカー取得に補助制度	1
住宅への配慮	96	8.4%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	57
			寮にパトライトやファックスを設置した	28
			住宅手当の支給	7
			住宅建築資金の貸付(従業員住宅資金貸付制度による)	2
			アパートの管理人との連絡を密にする	1
			業者紹介	1
家族との連携	250	21.9%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢	177
			定期的に就労状況の報告等を行う	23
			懇談会を開く	15
			社内報等の配付	11
			手紙及び電話	7
			家庭訪問の実施	5
			会社の行事に家族を招待	5
			個人面談の実施(年1回)	3
			生活相談員、職安職員等が連絡をとっている	2
			大事な書類の手続き等は、会社から家族に手紙を出している	1
			労働条件等の説明(採用時)	1
相談員、カウンセラーの配置	255	22.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	135
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	78

[聴覚 2 級 詳細表]

			手話通訳者の依頼、手話の出来る相談員の配置	26
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	10
			社内に手話サークルを作り、手話のできる人の育成を図っている	4
			相談員による家庭訪問の実施	1
健康管理への配慮	111	9.7%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	58
			医師、保健婦による健康談話の聴取	40
			職場の上司が健康状態を把握	7
			余暇を利用して球技等を実施	4
			健康相談員への手話勉強会の実施	1
			作業時間の短縮	1
労働条件への配慮	151	13.2%	障害が影響しない業務に配属	61
			労働時間短縮、残業の規制	56
			手話の可能者を配置	8
			ミーティングや個人面談等で意見を聴取	6
			パトライトの設置や文書化による作業環境の視覚化	5
			健常者とペアで作業させる	5
			作業環境測定の定期的実施	5
			毎年海外旅行を実施し費用は全額会社負担、約一週間の親睦旅行	2
			作業指導者をつけ、マンツーマン指導	1
			障害を考慮した作業手順の改訂	1
			筆談用の筆記用具の設置	1
コミュニケーションへの配慮	678	59.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	360
			口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達	89
			健常社員向けの手話教室・講習会の開催	83
			手話通訳者の配置(配置検討も含む)	28
			本人から自由な意見を聴取し業務計画等に反映させる	22
			朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施	18
			手話読本マニュアルや学習テープの職場配布	13
			ファックスによる連絡	10
			手話サークルの設置	10
			ホワイトボードや筆記具の設置	9
			上司や同僚が手話を習得	9
			必要情報の書面による回覧	8
			手話の出来る生活相談員が随時相談を受ける	6
			読唇しやすいよう注意して対話	5
			作業指導者をつけ、マンツーマンで指導	4
			所属内からコミュニケーション担当者を選任	4
職場介助者等作業補助者の配置	65	5.7%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	52
			特定の社員を作業指導員として配置	5
			一定期間専任の介助者を配置	4
			緊急非難時、安全衛生委員に誘導を義務づけている	2
			手話講習受講修了者の配置	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	254	22.3%	手話教室・講習会等への参加を奨励	99
			人権研修や障害者懇談会への参加	40
			ミーティング等で、障害者理解を促進	35
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	26
			地域の福祉活動に参加	19

[聴覚 2級 詳細表]

			障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	12
			職場定着推進チームによる所属職員に対する啓蒙、教育	5
			社内で勉強会を行う(講師の招聘、ビデオ、小冊子の利用)	4
			障害者雇用好事例誌の配付・施設の見学	4
			障害者受入マニュアルに基き対応を指示	4
			障害者を管理職に登用	2
			障害者雇用推進チーム及び生活相談員による指導	2
			障害者主催の手話劇等の観劇・観賞	2
障害者への教育・訓練	347	30.4%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	151
			研修や訓練時に手話を用いて指導	68
			OJTを基本にした職場教育	59
			専任の指導員による指導	18
			安全衛生教育の実施	12
			技能研修センター等で導入訓練を実施する	7
			障害者合同研修会、障害別専門部会の開催	7
			作業手順書等の書面により集団及び個別にて実施	5
			マニュアルを用いた教育訓練の実施	4
			資格取得や研修会参加を支援	5
			図や視覚的な手がかりを用いて作業内容や手順を説明	3
			早い時期に適所を見つけるため、各職場を廻らせる	2
			聴覚障害者の先輩社員が指導	2
			反復指導の実施	2
			施設との連携により社会生活能力の向上を図る	1
			自己啓発のため通信教育の実施	1

【聴覚 3 級 総括表】

聴覚障害3級

事務的職業の場合 (人数32人)

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	21	66%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	7	22%
			手話、筆談による意思伝達	4	13%
			上司や同僚が手話を習得	3	9%
			会議の際、全員の顔が見やすい所に席をつくる	2	6%
2 相談員、カウンセラーの配置	11	34%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	5	16%
			障害者職場生活相談員の選任、配置	3	9%
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	2	6%
3 管理職及び職員の教育、啓蒙	10	31%	手話教室・講習会等への参加を奨励	3	9%
			人権研修や障害者懇談会への参加	3	9%
4 障害者への教育・訓練	7	22%	OJT、集合教育、職場実習等	4	13%
5 労働条件への配慮	6	19%	労働時間短縮、残業の規制	4	13%
6 勤務時間	5	16%	フレックスタイム制	4	13%
7 家族との連携	4	13%	電話、ファックス、文書等で連絡、連携を図る	3	9%
8 通勤への配慮	4	13%	駐車場の確保	2	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

手話の勉強の支援 (コミュニケーションへの配慮)

手話通訳者の配置 (コミュニケーションへの配慮)

朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施 (コミュニケーションへの配慮)

手話の出来る相談員の配置 (相談員、カウンセラーの配置)

機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示出来るようにする (就労機器 (製造部門機器) の改善)

独身寮にパトライト・ファックスを設置 (住宅への配慮)

非常用ランプ (回転灯) の設置 (避難施設の改善)

入力装置に赤ランプを設置 (就労機器 (事務機器) の改善)

[聴覚 3級 詳細表]

聴覚障害3級
事務的職業

件数 77
人数 32

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
駐車施設の改善	1	3.1%	専用駐車場の確保	1
避難施設の改善	1	3.1%	非常用ランプ(回転灯)の設置	1
作業の改善	4			
作業工程の改善	1	3.1%	電話関係の仕事は他の人がカバーする	1
就労機器(事務機器)の改善	1	3.1%	入力装置に赤ランプを設置した	1
就労機器(製造部門機器)の改善	2	6.3%	機器の作動状態やトラブル発生をランプで表示出来るようにした	2
その他の労働環境への配慮	71			
勤務時間	5	15.6%	フレックスタイム制 勤務時間の短縮	4 1
通勤への配慮	4	12.5%	駐車場の確保 通勤手当の支給 通勤用送迎バスを使用	2 1 1
住宅への配慮	2	6.3%	持家制度の融資制度あり 独身寮にパトライト・ファックスを設置	1 1
家族との連携	4	12.5%	電話、ファックス、文書等で連絡、連携を図る 社内報等の配付	3 1
相談員、カウンセラーの配置	11	34.4%	上司、事務長などが適宜相談を受ける 障害者職場生活相談員の選任、配置 産業医、保健婦等による健康相談の実施 手話の出来る相談員の配置	5 3 2 1
労働条件への配慮	6	18.8%	労働時間短縮、残業の規制 顧客対応を必要としない部署に配属 手話の可能者を配置し労働緩和につとめる	4 1 1
コミュニケーションへの配慮	21	65.6%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 手話、筆談による意思伝達 上司や同僚が手話を習得 会議の際、全員の顔が見やすい所に席をつくる 手話の勉強の支援 手話通訳者の配置 身体障害者に対する全従業員の理解並びに親密なる交流の配慮 朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施 本人から自由な意見を聴取し作業環境改善の参考にする	7 4 3 2 1 1 1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	3.1%	緊急非難時には職場の安全衛生委員が誘導する	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	10	31.3%	手話教室・講習会等への参加を奨励 人権研修や障害者懇談会への参加	3 3

[聴覚 3級 詳細表]

			ビデオによる学習	1
			障害者雇用委員会開催し教育方針を立てる	1
			配属前に所属長に対し、配慮すべき事項等について個別指導を実施	1
			劣等感、不安、疎外感を持たせない温い職場作りに努めさせる	1
障害者への教育・訓練	7	21.9%	OJT、集合教育、職場実習等	4
			手話講習指導者コースに参加させ、社内指導者として育成	1
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	1
			早い時期に適所を見つけるため、各職場を廻らせる	1